

事務連絡  
令和3年1月8日

関係者各位

港湾局長

緊急事態宣言下における港湾局の対応について（通知）

令和3年1月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、1月8日付けで本市から「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」を発出いたしました。

こうした状況下において、港湾局においても、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、緊急事態宣言の終了が予定されている2月7日までの間、別紙1のとおり、港湾局市民利用施設の営業時間を一部変更いたします。

市民ならびに事業者等におかれましては、ご不便をおかけいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。

なお、現在行っている港湾局窓口業務については、別紙2のとおり、感染防止対策を講じた上で、継続いたします。

- 1 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（別紙1のとおり）
- 2 港湾局窓口業務の執行体制について（別紙2のとおり）

各施設の使用制限等の詳しい状況については、別紙の各所管課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

（なお、施設の新たな再開に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、下記の市ホームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供を行います。）

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報リンクページ」  
アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

港湾振興部庶務課担当  
電話 044(200)3048  
FAX044(200)3981